

久留米市自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（抜粋）

第 5 章 自転車駐車場の附置義務

（指定区域）

第 25 条 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、条例で定める区域（以下「指定区域」という。）は、本市内の商業地域及び近隣商業地域内で、都市計画法（昭和43年法律第100号）第 8 条第 1 項第 8 号の規定により駐車場整備地区として定められた区域とする。（平 6 条例 22・一部改正）

（施設の新築の場合の自転車駐車場の設置）

第 26 条 指定区域内において、別表第 4（ア）欄の用途に供する施設で同表（イ）欄の規模のものを新築しようとする者は、同表（ウ）欄の基準により算定した規模以上の規模を有する自転車駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又は当該施設からおおむね 50 メートル以内の場所に設置しなければならない。

別 表 第 4 （第 26 条 － 第 29 条関係）

附置義務自転車駐車場の規模

（ア）	（イ）	（ウ）
施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の規模
百貨店、スーパーマーケット等小売店舗	店舗面積が 400 平方メートルを超えるもの	店舗面積 20 平方メートルごとに 1 台
銀行	店舗面積が 500 平方メートルを超えるもの	店舗面積 25 平方メートルごとに 1 台
遊技場	店舗面積が 300 平方メートルを超えるもの	店舗面積 15 平方メートルごとに 1 台

備考

- 1 本表中施設の用途の定義及び店舗面積の算定方法は、規則で定める。
- 2 本表中自転車駐車場の規模は、1 台に満たない端数を切り捨てる。